

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されたことに伴い、富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第13号）の一部を改正するもの。

1 改正内容

別表第1の1の表中「14, 100」を「10, 100」に改める。

2 施行日

公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

富士見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第13号）新旧対照表

新				旧			
別表第1（第3条関係） 1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額				別表第1（第3条関係） 1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額			
各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額（円）		各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額（円）	
A	生活保護世帯等	0		A	生活保護世帯等	0	
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	3,000		B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	3,000	
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額以下	77,100円	10,100	C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額以下	77,100円	14,100
D	が次の区分に該当するもの	77,101円以上 211,200円以下	20,500	D	が次の区分に該当するもの	77,101円以上 211,200円以下	20,500
E		211,201円以上	25,700	E		211,201円以上	25,700